

立憲改進黨における 対アジア意識と資本主義体制の構想

山田昭次

一 はじめに

今日わたくしども日本の民衆は、アジア諸民族の側に立つか、あるいはアメリカ帝國主義体制の側に立つか、選択の岐路に立っている。日本の民衆の解放と自立、およびアジアの民衆の解放と自立は、まさに右のいずれを選ぶかに多くかかっているといえよう。日本の民衆がこのような選択の岐路に直面したのは今日ではじめてのことではなく、明治十年代明治政権の変革をせよと自由民権運動の時期にこのような選択の岐路に立っていったといわれる。⁽¹⁾ たしかに自由民権派にあっては、アジアに対する優越感もしくは侵略意識が存在すると同時に、他方ではこれと対抗・交錯しつつアジア連帯意識や、また國權確立よりもまづ民権を確立しなければならないという主張が存在した。⁽²⁾ したがって、自由民権運動期にあっては、アジアとの連帯か、あるいはアジアに対する侵略か、自由民権派はその選択の岐路に立っていた、あるいはその選択の可能性が与えられていたかのよう⁽³⁾にみえる。そうしてその可能性が失われてアジア侵略の道が

決定されて行く原因は、思想的には民権論にまつわる封建的意識、政治史的には民権運動の挫折に求めるのが通説的見解であった。このように考えられるのは、民権論Ⅱ近代の、國權論Ⅱ封建的であり、したがって、民権論と國權論が相互に矛盾するものとしてとらえられているためであると思われるが、また民権運動が、民権運動の昂揚→アジア連帯意識の発生と発展→民権運動の衰退→國權擴張論(すなわちアジア侵略主義)の展開という過程をたどっていることが、右の見解を補強するものとして取上げられているように思われる。

たしかに、抽象的にいえば国内におけるデモクラシーの要求は國際間の平等の要求を生み出すはずのものであり、デモクラシーの放棄は國際間の不平等や侵略の肯定を生み出すはずのものであって、デモクラシーの要求は侵略主義と両立しない。しかしこのような解釈はブルジョア・デモクラシーを問題にした場合、きわめて非歴史的解释といわざるをえない。かつて服部総氏は、自由民権派がアジア侵略主義を鼓吹して行く過程を転向とみる見解に対して次のように批判され、それは決して転向

ではないと主張された。すなわち、「これ（侵略主義の鼓吹を民権派の転向とみる見解（筆者註）が、ほくにはおかしい。これこそが、ブルジョア民主主義というものの本性であり本質である。対内的デモクラシーと国際的なインテリナシヨナリズムが矛盾なく結合されるのは、プロレタリア・デモクラシーの段階に限るのであって、ブルジョア・デモクラシーの段階においては、民主主義と対外的な侵略主義とが矛盾しながら一体となっている。この点に、ブルジョア・デモクラシーというものの歴史的屬性があるわけだ⁽³⁾」。服部氏のこの見解はブルジョア民主主義の歴史の本質をとらえた見解として原則的支持を与えたいと思う。しかし服部氏の本質論だけでは、自由民権派のアジア連帯意識をブルジョア民主主義の構造のなかにどう位置づけてよいか不明であるし、またアジア連帯意識をも本質としての侵略主義に還元するのみであれば、ブルジョアの限界はあれ、民権派のアジア連帯意識が、侵略主義よりはその後の日本およびアジアのプロレタリアートを中核とする人民闘争にとって相対的に有利な条件を提供する性格のものであったことを見失う恐れがある。

民権派のアジア連帯意識の性格を明らかにするには、デモクラシーと侵略主義を矛盾しながら一体化せしめているものが何であるかを考えてみる必要がある。自由民権運動は、明治政府の上からの資本主義化に対抗しつつ、地方の地主・ブルジョアジー、あるいは小生産者層が下からの資本主義形成の課題の解決をめざしたブルジョア民主主義運動であったことが今日確認

されている以上、わたくしはデモクラシーと侵略主義を矛盾しながら一体化させているものこそ、資本主義形成の課題であったと考える。民権論といい、国権論といい、あるいはアジア連帯主義といい、アジア侵略主義といい、いずれもが一定の歴史的状况下においてこの資本主義形成の課題解決のための適格的手段としてとられたものであろう。したがってアジア連帯意識も、アジア侵略主義も、自由民権派の資本主義体制の構想を基軸として考察することによって、その歴史的な意味や性格をとらえることができると思われ⁽⁵⁾。

小論の第一の課題は、第一次京城事変から第二次京城事変にかけての時期の立憲改進黨内の東洋議政会派と嚶鳴社派の対アジア意識を右の観点から検討することにある。ただし、わたしの準備不足や紙数の制限のため、右の観点から全面的検討を行うものではない。ここでは改進黨の対アジア意識および、それと資本主義体制の構想との接点の分析に重点がおかれ、資本主義体制の構想それ自体についてはスケッチにとどめ、その詳細な分析は予定している別稿「立憲改進黨における資本主義体制の構想」にゆずることにする。

第二の課題は、第一の課題の解決のために改進黨内部の東洋議政会派と嚶鳴社派の党派的性格の差異について若干の分析を行うことにある。改進黨派には、嚶鳴社、東洋議政会、鷗渡会、修進社の四派があるが、これまでの通説のようにこれらを一括して都市大商業資本、あるいは政府保護の下に産業資本もしくは近代銀行資本に転化しつつある大商業資本の立場を代弁す

るものと規定することは、きわめて困難である。最近では、例えば松尾章一氏が、嚶鳴社は自由党的色彩が強く、改進黨内の最左翼に位置していた、と推定していら⁽⁷⁾。わたくしはこの見解を支持するが、しかしまだきわめて曖昧な規定であることとをまぬがれないと思う。思想的アプローチによってより規定を明確化して行くには、それぞれの党派がブルジョアジーのうちいかなる階層を主体とした資本主義体制の構想をいだいていたかを明らかにしなければならない。そこでここでは右四派のうち主要な党派である東洋議政会と嚶鳴社の党派的性格をその資本主義体制の構想の分析を通して見通しを立ててみたい。この点にかんしては、その権力構想をも含めた全面的分析を不可欠とするがしかしそれもまた別稿にゆずらねばならない。小論はすでに発表した別稿⁽⁸⁾と共に右の分析の見通しを立てるための準備的試論でしかないことを、あらかじめお断りしておきたい。

註(1) 中塚明氏はアジア侵略の道は必然かと設問され、それは決して後進国のおかれた運命的な必然の結果をそう言ったのではなく、それは国内の階級斗争(すなわち自由民権運動)のあり方と深いかわりをもっている

と答えられている(『日清戦争』日本歴史 近代四所収)。
誤解であればお赦しいただきたいが、氏は自由民権派が国内改革を放棄しなければ、あるいは勝利をうらな

らば、アジア侵略の道は阻止されたのではないかと、いう仮定の下に、アジア侵略は必然ではなく、選民の余

地のあったものと考えていられるように思われる。氏がそのように考えていられるならば、本文に述べたところから明らかのように、氏の見解に反対せざるをえない。なぜならば自由民権派が改革を放棄せず勝利をえて、日本資本主義が異なった形態をとっても、それが資本主義である限り必然的に侵略の本質をもっていると考えられる。したがって自由民権派の勝利がそれ自体がアジア侵略阻止の主体的役割を果たすことにはならない。民権運動が勝利をえたとすれば、それは明治政府よりデモクラチックな政治形態が実現され、それがその後におけるプロレタリアートを中核とした人民斗争に相対的に有利な条件をつくり出し、その限りでアジア侵略の阻止の条件になったであろう。選択の余地とはその範囲内のことと思われる。

- (2) この点にかんする研究は多いが、井上清氏「条約改正」、矢沢康祐氏「明治前半期ブルジョア民族主義の二つの発現形態—アジア連帯意識をめぐって—」(歴史学研究一九六〇年二月号)、中塚氏前掲論文など参照。
- (3) 「明治のナシヨナリズム」(服部之總著作集)第六巻「明治の思想」二九〇頁。
- (4) 自由民権派のアジア連帯意識については、「近事評論」の分析を通して矢沢康祐氏がすぐれた見解を示している。矢沢氏はこれまでのように、単に連帯意識が存在することを無規定で指摘するのは無意味であり、

その連帯意識がいかなる性格のものであるか規定する必要があると強調された。すなわち、民権派のアジア連帯論は、欧米諸國の侵略に対抗するにあたって、日本の富強の実を一部代位、補充するべくとられた日本の危機克服の手段として提起されたものであり、したがって他により有効な手段（『アジア侵略』）があれば、容易にそれによって代えられるものであったと、その性格を規定され、それゆえアジア連帯意識もアジアにたいする侵略主義もブルジョア的発展という絶対的課題に対応した意識であったと、両者が矛盾し合いながらも根底において共通する性格を指摘された。そうして両者の矛盾の主要な側面は侵略意識にあり、明治政府もしくは国権論者と民権派との間に敵対性がありながら、この点において本質的相等性があると論じられた（矢沢氏前掲論文）。小論はこの矢沢氏の見解に多くの示唆を受けて書かれている。

(5) こうしたわたくしの問題のとらえ方は、矢沢氏前掲論文の他に、福沢の民権論、国権論、その他を資本主義化という究極の目的に対する手段としての適合性という観点からとらえられた鹿野政直氏「日本近代思想の形成」、それから、近代社会観の構造分析に生産力の発展という観点を導入せよという安丸良夫氏の主張を継承した、ひろたまさき氏「福沢論吉についての覚え書き——『日本の近代化』の思想的史的アプローチ——」新

会編「日本歴史論究——昭史会三十周年記念論文集——」所収。

二 立憲改進黨綱領の分析

立憲改進黨は明治十五年三月十四日その趣意書を發表し、四月十六日に結党式を挙げ、五月十三日から十四日にかけて明治会堂において演説会を行い、党綱領の趣旨を説明した。この綱領はそれを含む趣意書と共に、小野梓が執筆したが、小野は執筆に際して河野敏鎌、前島密（修信社派）、矢野文雄（東洋議政会派）、肥塚龍、高田三郎（嚶鳴社派）など、諸派幹部と面談もしくは書面で折衝を重ねて執筆しているようであり、したがって綱領は小野一人の思想的表現ではなく、一応諸派のさまざまな政治的要求が妥協的に表現されているものと解釈できよう。そこで党綱領において資本主義体制の構想との関連で対外方針がいかに定められているか、これを明治会堂における演説を通してさぐってみよう。

対外方針は党綱領第二項「内治の改良を主として國權の擴張に及ぼす事」、第五項「外國に對し勉めて政略上の交渉を薄くし通商の關係を厚くする事」に示されている。

明治会堂における第二項趣旨説明演説は藤田茂吉が行った。かれの演説を要約すれば次のようである。すなわち、内治改良の大本は人民固有の自由を企うし、その權利を保持するにあり、このことこそ國の富強を進めるものである。なぜならば、民が

しい歴史学のために第六九号）から多くのものを学んでいる。

(6) 第一次京城事変に対する改進黨の対朝鮮、中国方針については、林茂氏「壬午政変と立憲改進黨系新聞雜誌の論調」楊井克己、大河内一男、大塚久雄編「帝國主義研究——矢内原忠雄先生選集記念論文集 下巻——」所収）を参照されたい。本稿で行つたアジア意識を検出する限りにおいて改進黨の対アジア方針を取上げるにとどめる。

(7) 「肥塚龍小論——民権期における嚶鳴社系立憲改進黨の政治思想——」（日本近代史研究第六号）二二頁。

それからまた大石嘉一郎氏は嚶鳴社系の「東京横浜毎日新聞」の財政論が自由党のそれと近似した傾向をもっている点を指摘されている（『松方財政と自由民権家の財政論』商學論集第三〇巻第二号）。

内藤正中氏は嚶鳴社の沼間守一と河野広中との間は親密であったと推定していられるが（『自由民権運動の研究』二四八頁）、わたくしは両者に交流があったのみならず、国家形態についての要求においても嚶鳴社は自由党の河野広中、植木枝盛路線に親近性があったのではないかと推定している。この点については予定の別稿「嚶鳴社論」で検討したい。

(8) 拙稿「明治十年代前半期における日本資本主義体制の構想——改進黨成立前史——」（東京教育大学昭史

業をとることができない。このため民は富まず、したがって國富も増進しない。一國の富強を謀るには人民の自由を喚起して活潑の氣風を發達させねばならない。こうすれば國權擴張は求めずして果すことができる。國權擴張に口実をかりて課税を急にし自由の元氣を消耗させることは、余輩の最も恐れるところである。

第五項の説明演説は犬養毅が行った。かれはこれは一家の私見であるとして次のようにいう。政略上の交渉とは積極的には侵略、消極的には外國に國安を妨害されないことであり、通商の關係とは貿易關係である。世界の大勢は前者より後者に移つてきている。今日なお戦争があるのは野蠻の遺風であるが、しかしそれは名譽・武功のために行われた昔の戦争と異り、商利のために行われている。天下を挙げて一主義を通用させることはできないが、日本の政策はいかにすべきか。日本は、第一に島國であつて諸國に對する關係は少く、第二に政略上の交渉をひろめれば、戦争遂行のため専制を生み出して國民の自由を減殺し、第三に兵力・財政が貧しく政略上の交渉を勉めても目的を達するのは難しい。したがって、日本は政略上の交渉を薄くし、通商の關係を厚くして國を富ますことこそ國權を擴張するゆえんである。

藤田ならびに犬養のいうところを総合すると、自由・權利の擴張こそブルジョアの發展をはかる道であり、これにたいし國權擴張をはかることはブルジョアの發展を阻止することになり、かえつて國權擴張を図ることにならないこと、とくに後進國日

本のブルジョアの発展にとつては、外國と事をかまえることはマイナスである、といったことがいわれているのである。したがって、改進黨の貿易第一主義的対外方針は後進國日本のブルジョアの發展の構想の「環」として設定されたものであったといえよう。

註(1) 指原安三編「明治政史」上編(旧版「明治文化全集第二卷正史篇」)四一四—四一六頁。

(2) 「留客齊日記」(「小野粹全集」下卷)二七九—二八六頁。

(3) 「郵便報知新聞」(以下「報知」と略称)明治15年5月27日社説「内地ノ改良ヲ主トシテ國權ノ擴張ニ及スコト」。

(4) 「報知」明治15年5月29—31日社説「外國ニ対シ勉メテ政略上ノ交渉ヲ薄クシ通商ノ關係ヲ厚クスル事」。

三 第一次京城事變期の対アジア意識

改進黨が成立して間もない明治十五年七月二十三日第一次京城事變が起つた。当時朝鮮王朝のヘゲモニーをにぎる王妃閔氏一派は日本にならって軍制改革を行つたが、そこから淘汰される下級兵士ならび貧民層が反乱を起し、閔氏政權を倒し、日本公使館を襲撃した。清は軍事干渉を行つて叛亂の指導者によつりあげられた大院君を拉致して閔氏政權を再建し、宗主權を再確立した。日本も出兵したが、清と対抗すべくもなく、八月三十日濟物浦条約を結び、償金支払い・公使館駐兵を承認させて

事件を解決した。

この事件が起ると、東洋議政会系「郵便報知新聞」は即時出兵し、場合によっては朝鮮政府に武力援助を行つて暴徒を鎮圧せよと主張した⁽¹⁾。閔氏政府が頓覆したと判断すると、叛徒を武力で鎮圧し、前政府を再興した上で外交交渉を行えと主張した⁽²⁾。そうして出兵の目的は朝鮮を敵とするものではなく、朝鮮の獨立を援助することであると強調した。その理由は第一に魯・英・仏等が朝鮮を占拠すれば日本の獨立も危険である、第二に八道を席巻しても、後これを保衛するのは困難である、ということであった⁽³⁾。

以上のことから「報知」の主張する朝鮮獨立援助の性格を規定すれば次のようである。第一にそれは決して善隣意識から出たものでなく、西欧諸國侵略にたいする日本の防壁設定の意図から発したものである、第二に防壁設定方法が朝鮮占領にまで進まないのは、占領後朝鮮を保持するのが困難だという理由にすぎない(したがって保持する実力ができれば侵略に転ずる論理をもっている)。第三には援助のいう名の内政干渉である、ということがいえる。

嚶鳴社系の「東京横浜毎日新聞」の主張する方針は、「報知」と異つていた。「毎日」は単に公使館襲撃と日本人の死傷の恢復を要求するにとどまり、内政干渉と戦争に対して反対した。

その理由は、日本が内政干渉の大義を破るならば、他日歐西諸國に朝鮮にたいする内政干渉の口実を与えることになり、それは日本の利益と体面を保全するゆえんでないということであ

つた⁽⁴⁾。そうして朝鮮と談判を開くに当って、朝鮮と条約を結んでいる米英二國の協力を求めよと主張した。その理由は、第一に朝鮮政府が斥攘主義をとつたため、やむをえず開戦となつても、日本の軍費が少なくてすむ、第二に朝鮮獨立の処置をとつても不義干渉の誹りを免れる、第三に支那との争論を開くのを回避しうる、第四にロシアの南進を防ぐことができる、といったことであつた⁽⁵⁾。

以上「毎日」の主張を検討すると、次のようなことがいえる。「毎日」の方針は簡単にいえば外交による事件の平和的解決にあつたといえよう。しかし、方針が「報知」とちがっているにもかかわらず、その方針が単なる善隣意識から出たものではなく、朝鮮を日本の防壁としようとする目的に基いている点で、根底において「報知」と同一性をもっているといふことがいえる。この根底における同一性にもかかわらず、具体的方針において両者に差異性が現われるのは、「報知」が軍備拡張に傾斜したのに対し、「毎日」は戦争に伴う軍拡に反対であつたからである。そのことは「毎日」が朝鮮との談判に米英の協力を求めよと主張した第一の理由が戦争となつても軍費支出が少なくてすむといっていることに若干明らかなにされているが、このことは後の検討においてより明確となる。

朝鮮に対する要求は両新聞ともに最小限度にとどめよと主張した。その理由は大同小異であつて、要約すれば、第一に多大な要求は朝鮮を反抗に追いこみ、第二にかくして日韓の間に紛争が起れば、清の朝鮮干渉を招くことであつた。したが

つて要求項目にかんしては、両新聞とも事變に要した軍費賠償金については否定的であり、「毎日」にいたっては日本人被害者扶助金についても否定的であつた⁽⁶⁾。

八月三十日濟物浦条約ならび日韓修好条約が結ばれた。「報知」は条約に規定された賠償金五十万円については「余輩敢エテ望マザリシ所ナリ」と、きわめて徹底的批判を提するにとどまつた。これに対し、「毎日」は賠償金・扶助金を要求する理由があるか、あるいはまた修好条約において居留地の拡大・楊花鎮開市・外交官の内地旅行の自由を規定させたのは、「他ノ過錯ニ乗ジテ我権力ヲ伸張シタルノ嫌ナキ歟」と⁽⁸⁾、政府の外交政策に積極的批判を展開した。

この事變で清が朝鮮に軍事干渉を行つて宗主權を再確立したことは、日本に緊張感を与えた。しかし両新聞ともに清に敵意をさして示すことなく、東洋平和のために日清提携すべしと唱えた。

「報知」は、日支兩國が今日相争うのは、ロシアの東洋進出を利するのみであり、兩國は共通の敵に対抗するため提携せよと主張した⁽⁹⁾。だが他方では、知識高く、天下の大勢に通じ、東洋公共の利害を憂慮するのは東洋中我國のみであり、我國がアジアの牛耳を執り、支那・朝鮮を提斷誘導しなければ、アジアは欧米諸邦に侵略されるといっている⁽¹⁰⁾。ここに明らかのように、「報知」のいう日清提携とは対等のそれではなく、自己をアジアの指導者と位置づけた非対等者間のそれであつた。すでに朝鮮獨立援助という名の内政干渉が主張されていたごとく、支

那指導論が侵略論に転化するのも遠いことではなかった。

「毎日」の目下提携論はこれと異ってアジア指導者意識はみられない。「毎日」は清が日本人に限って内地旅行を許さないのを不満としつつも、清のこうした日本人冷遇の原因は、舞台の役、朝鮮開国、琉球併合問題などで日本が清にたいし高圧的態度を取ったことにある、したがって東洋平和と清との通商関係確立のためには、日本は清に対して少しく譲り、その不満を解かねばならないと主張した。右のように、「毎日」は朝鮮に対する要求問題の場合と同じく、明治政府の高圧の外交政策に批判的であつたこと、それから日清連帯の前提として明治政府に譲歩を要求している点など、「報知」と異るところがあつた。

「報知」の朝鮮問題武力解決論、アジア指導者論は当然党綱領第三項の内地改良先決論に微妙な変化を与えた。明治十五年八月二十二日社説「狂奔スル勿レ」では、朝鮮問題にのみ狂奔して、人民にとって最も貴重な自由や権利の保全、立憲政体の確立の問題を忘れてはならないと主張し、また九月二日社説「読改進黨綱領策二項」、九月七日社説「改進黨主義ノ有志ガ静ヨリ動ニ変スヘキハ如何ナル時機ナルヤヲ明ニス」では綱領第二項の再確認を行っている。一見内地改良先決論が堅持されているようにもみえるが、朝鮮問題武力解決論とは矛盾している。だからむしろ党内、とくに東洋議政会派に因権擴張論への傾斜がみられ、それに対する警告として綱領第二項の再確認が強調されたのではないかと思われる。しかし社説に現われているところだけでも、微妙な変化を見逃すことはできない。明治

続)。

- (2) 「報知」明治十五年八月7・8日社説「朝鮮ノ叛徒討ヲサル可ラス」(「尾崎行雄全集」第五卷)。
- (3) 「報知」明治十五年八月4・5日社説「朝鮮政略」。
- (4) 「毎日」明治十五年八月9・12日社説「朝鮮政略 第二―五」。
- (5) 「毎日」明治十五年八月17・19日社説「朝鮮政略 第八―十」。
- (6) 「報知」明治十五年八月15日社説「朝鮮処分論 第五」(「前掲全集第三卷」)、同月10日社説「要求過多ナルベカラズ」・「毎日」明治十五年八月24・26・29日社説「再論朝鮮政略 第一、二、四」。
- (7) 「報知」明治十五年九月4日社説「朝鮮談判平和終結ノ吉報」。
- (8) 「毎日」明治十五年九月5日社説「日韓談判ノ結局」、同月6日社説「日韓和約ノ電報ヲ読ム」。
- (9) 「報知」明治十五年九月5・6日社説「東洋ノ大勢大計ヲ論ズ」。
- (10) 「報知」明治十五年八月17日社説「朝鮮処分論」(「前掲全集第三卷」)。
- (11) 「毎日」明治十五年十二月3・5・8日社説「日本支那ノ交際ヲ論ス 第一―三」。

(12) 「東京輿論新誌」と「嚶鳴雜誌」が合併したのは明治十六年六月のことだが、十三年十一月「新誌」発刊当

十五年八月十八日社説「海軍擴張ノ説」では、内治改良先決論の立場から当面の問題としては海軍の擴張は否定しているが、しかし現在の軍艦の実用性に疑問を呈し、軍拡の急務であることを認め軍費を得るために内地改良を完うすべしと説いた。このような見解は、この年に始る政府の対清軍拡計画に対する強力な抵抗たりえないことは明らかであり、また後述のように政府の軍拡政策に固く同調して行くのである。

これに対し、「毎日」および同じく嚶鳴社系の「東京輿論新誌」は強い軍拡反対論を展開するが、この点は第六章で述べることにする。

以上述べたところから、東洋議政会派と嚶鳴社派の対アジア意識を要約していえば、前者にあつては、朝鮮武力干渉論やアジア指導論がみられ、後者にあつては平和外交論が唱えられ、アジア指導者意識は存在せず、かえって明治政府の対アジア政策に批判的であるなど、両派に大きな相違がみられる。しかし両派にそうした相違性があるにもかかわらず、両派の朝鮮に対する態度は決して単なる善隣意識から出たものではなく、朝鮮を日本の防壁としようとする、根底における同一性がみられるということができよう。両派の対アジア意識の差異性と根底における同一性がなせ生れるか。この問題は、次章以下の対アジア意識の二層の検討と、第六章における東洋議政会派の軍拡肯定論と嚶鳴社派の軍拡否定論を手がかりとした、両派の資本主義体制の構想の検討によって解かれるはずである。

註(1) 「報知」明治十五年八月2日社説「朝鮮ノ変遷」(前号ノ

時、嚶鳴社の沼間守一、肥塚龍、草間時福が祝辞を寄稿し、また他の同社員が論説を寄稿し、十五年には肥塚が同誌の監督であつた。このように嚶鳴社と同誌とは関係が深く、したがって十六年六月以前の同誌も嚶鳴社系とみてよいだろう。

四 清仏戦争と対アジア意識

明治十六年(一八八四年)六月清仏戦争が開始された。十九世紀以降始つたフランスのインドシナ経略は一八八二年から三年にかけて強化され、インドシナに宗主権を主張する清軍、安南の阮軍とフランス軍との衝突が繰返えされた。一八八三年アルマン予備条約が成立し、安南はフランスの保護国となつたが、清仏の対立は激化するのみであつた。しかし一八八四年五月天津条約が成立し、フランスの保護権が承認されたが、同年六月清仏両軍は、バクレで再び衝突して全面的戦闘となり、八五年四月の講和仮条約、六月の修好通商平和条約締結によって事件はやつと解決した。

「報知」「毎日」ともに、この戦争に対しては局外中立を唱えた。

「毎日」のこの戦争に対する見解には、矛盾したものがあつた。すなわち、一方ではフランスの侵略を口に文明を唱えて身蛮夷の行為をなすものと批難し、またアジアは万国公法の利益にあづかることがないのだから、東洋人民がヨーロッパ政治家のいう万国公法とは欧米二州の万国公法であると、非難しても

弁解しえないであろう、とアジアの名において西欧諸国のアジア侵略を非難した。⁽³⁾しかしこのアジア被圧民族としての共通感覚も決して絶対的なものではなく、ブルジョアの発展の利益のために打消され、他方では「支那ノ敗北ハ日本ノ幸ナリ」という。その理由は次のようであった。支那がフランスに勝利すれば、益々軍拡を行い、これと対抗上日本も軍拡競争をするであろう。そうすれば軍費増大のため殖産事業や貿易は衰退せざるをえない。反対にフランスが支那全土を占領すれば、日本にとって危険だが、それは不可能であり、フランスがそれを目的としても、イギリスがそれを傍観するはずはない。したがって支那は敗北するも、帝国の形を存して、西欧諸国の侵略に対する日本の藩屏もしくは緩衝となるであろう。⁽⁴⁾つまり、支那が適当に敗北すれば、軍費支出によるブルジョアの発展の阻止も起らず、また日本に対立する恐れのない防壁ともなり、日本のブルジョアの発展にとって万事好都合だというのである。

局外中立の主要な理由も同じようなことであった。すなわち、清仏いずれの側についても、一切をなげうって戦争に意を注がねばならず、ために貿易・製造は退歩し、進歩するのは軍人政治のみだということであった。⁽⁵⁾つまり、「毎日」の清仏戦争に対する態度は、終極的には日本のブルジョアの発展の利害の観点によって規定されていたのである。

「報知」は厳正中立を主張したが、その理由は近年日本の外交政策に忌妬をいだく清に消極の利益を与え、友愛の挙動を示し、それによって日清の親密化を図る必要があるというのである。クーデターを起し、ここに第二次京城事変が始った。しかし清軍は反撃を行い、日本軍は退却したので、クーデターは失敗に終り、日本公使館、居留民は襲撃を受けた。しかし十八年一月九日、朝鮮と漢城条約が結ばれ、四月十八日には日清間に天津条約が結ばれ、日清両軍の朝鮮からの撤兵、将来派兵の際の相互照会が約されて事件は一応解決した。

「報知」「毎日」とともに、この事変にかんして、その主要な責任は朝鮮ではなく、朝鮮駐兵を行った清にあるとみなし、⁽¹⁾その清にたいする主要な要求事項として、清兵の撤退、内政干渉の廃止と朝鮮独立の承認および日本人官民の損害と軍費の賠償などを挙げた点において共通していた。⁽²⁾しかしその他の点になると、両新聞の見解はちがっていた。

まづ「報知」について述べよう。「報知」を特徴づけたのは、右の要求貫徹上きわめて強硬な方針を持したことである。すなわち、清に対する要求を一步も譲ってはならないとし、⁽³⁾このためには戦備を厳にして兵威を示せと、その方法を提示し、⁽⁴⁾要求が拒絶されるならば太沽、天津を陥れ、北京城下の盟を結べと武力解決論を唱えた。⁽⁵⁾

武力解決の主張は必然的に軍備拡張の肯定とならざるをえない。そこで清の侵略から朝鮮を守り、日本の独立を確保する必要があるとし、軍費増大とその結果としての商工業の衰退を恐れて戦争を忌避するは永遠の大計を知らぬ近眼流のみ、と積極的軍拡肯定論を展開した。

したがって党綱領第二項の内治改良先決論は完全に廃棄した

る。この日清親密化を必要とする理由は、政治上直接利害関係をもっと共に、通商上よりするも将来日本の市場となる者は欧米ではなくて清であるということであった。⁽⁶⁾

清仏戦争に際して、「毎日」は清の適度の敗北を望み、「報知」は日清親密化を唱えるというちがいを示しながら、いずれもその発想の根源は日本の資本主義的発展の利害にあった。

註(1)「報知」明治17年8月26日社説「速ニ局外中立ヲ宣布センコトヲ望ム」、同月28・29日社説「我國ノ中立當サニ如何スヘキ」、「毎日」明治17年9月3日社説「早ク局外中立ノ布告アラントヲ望ム」および註(5)社説。

(2)「毎日」明治17年8月17日社説「日ニ文明ヲ唱ヘテ身軀夷ノ行ヲ為ストハ其レ私人ノ謂ヒ乎」。

(3)「毎日」明治17年10月10日社説「東洋諸國ハ万国公法ノ利益ヲ分取セズ」。

(4)「毎日」明治17年8月29日社説「支那ノ敗北ハ日本ノ幸ナリ」。

(5)「毎日」明治16年8月21・23日社説「清仏二國ノ紛議ニ関シ日本ノ政略如何」。

(6)「報知」明治17年10月25日社説「清國ニ対スル友宜」。

五 第二次京城事変期の対アジア意識

明治十七年十二月四日、清に依存して保守化した閔氏ら事大党政権に対し、日本と結んで改革を実行しようとする独立党が

ことになる。しかし、「報知」は、現代の独占資本の代弁者が自衛力をもつことは違憲ではないと詭弁を弄して憲法第九条の空文化をなしていると同様に、国権拡張と独立維持とは別のことであると詭弁を弄して、朝鮮独立援助という名の朝鮮従属化のための政略上の交渉を正当化しようとした。

このような対アジア方針を支えた「報知」の対アジア意識はヨーロッパ資本主義文明を頂点とする國際的階層秩序観によって構成されていた。「報知」は日本は人に開明進歩したが、朝鮮・支那は進むことを知らず、却って退歩している、と認識していたが、右の階層秩序観からすれば、当然「支那、朝鮮ノ國位ハ遠ク本邦ノ下ニ在リ」、したがって対等國とみなすをえず、これに対する方法が考えられねばならないという。⁽⁸⁾後進文明國支那、朝鮮に対する方法とは万国公法に拘泥せずして遇するということであった。⁽⁹⁾

ヨーロッパ資本主義文明を頂点とする國際的階層秩序において自己が支那・朝鮮より上位にあるという意識は、アジアの指導者意識を生み出す。すなわち進取を目的とする日本の権勢が四方に行なわれ、アジアは振起し、退守を目的とする清の権勢が四方に行なわれ、アジアは振起せず、したがって日本が亜州の盟主となって支那・朝鮮を指揮・提督すれば、欧米の東方亜細亞侵略は不可能にするであろう、とアジア指導者意識が導き出される。

右にみたように、「報知」は支那・朝鮮にたいして侮蔑観をいだいていたが、両者に若干の差異が設けられていた。すなわち、

朝鮮は開化党がわれに頼って西欧文明を移入しようとしているが、支那は頑固固陋の徒多く、また支那人民はわれを恐れ、あるいは侮っている。こうした朝鮮・支那文明差異は、アジア指導者意識と結びついて、朝鮮は輔くべきも、支那は輔くべからず、さりとて予想される西欧諸国の支那分割を傍観すべきではなく、そうした支那に於ける変動を利用するの政策を「定」めねばならないという主張が生れた。支那における変動を利用するの政策とは何か。これを主張した社説「本邦の支那朝鮮に對すべき国是を議す」が未完で終わっているので明らかでないが、別の題名の社説で、西欧諸国が侵略に熱中するのは、強食弱肉の世界に処して進取の計を施さなければ他邦に蚕食されるからであり、我國も徹頭徹尾進取の方針とせよ、と主張しているところからみて、支那における変動を利用する政策とは、西歐列強の中国分割に對抗して日本もそれに参加することではないかと思われる。このようなアジアに對する指導者意識と侵略意識が、対支強硬論を支える対アジア意識であった。

ヨーロッパ資本主義文明を頂点とする國際的階層秩序観は、すでにみたように、アジアに對する優越意識を生み出したが、他方ではヨーロッパへの劣等意識を生み出した。だがアジアに對する連帯意識のないところでは、アジアにおのが屈辱を移讓することによってしか劣等感を補償する方法はなかった。いまだ漢城条約交渉中、「報知」は社説「東方軍細軍に於て授受せる償金」で、生麦事件、西國連合艦隊下関砲撃事件、土佐藩兵がフランス水兵を殺傷した堺事件、アヘン戦争、アロー号事件、

諒山事件などに際し、東アジアにおいて西歐列強が要求した償金額を掲げて、これらに準じた償金を朝鮮に要求すべきであることを暗示したが、漢城条約に規定された償金が十二万円であることが非公式に伝えられると、「黒髮人種の生命財産の賤値なる西人の謂ふ所の如きあるを嘆せざるを得ず」と慨歎した。幕末の日本がヨーロッパから受けた屈辱を、同じくアジア人である朝鮮人に加えることが、アジア人の生命財産の貴重さを証明することになるという、まことに奇怪な論理であった。しかしそれはヨーロッパ資本主義文明を頂点とする國際的階層観から解放されない限り、当然の論理であった。

つぎに「毎日」の主張を検討しよう。「毎日」が挙げた清に對する要求事項は報知とは同じであることはすでに述べたこととくである。しかし要求貫徹のため敢えて武力に訴えようとしなかった。すなわち、「毎日」は、日本の支那・朝鮮に通ずるのは、侵略を念とするものではなく、朝鮮の独立を保って我を利せんためであると強調し、やむをえなければ戦に訴えようとしても、できる限り外交によってことを決することを希望し、このためには要求は至当の疆界に止めよと主張した。そうしてやむをえず戦に訴えざるをえなくならば、フランスと同盟し、戦争の期間を短くするように図れと主張した。

「毎日」がこのように戦争回避につとめたのは、戦争が民力と資財を消耗させる損失は測ることができず、たとえば鉄道港灣修築の資本を転じて大艦・巨砲とし、貿易・製造に従事する人民を兵卒とし、戦勝後償金もたらされても、費耗した国力

の早急な恢復は望みたいということであった。ここに明らかになように、「毎日」の戦争回避論は、善隣意識から出たものではなく、戦争が日本の資本主義的發展にとってマイナスだという理由以上のものをもたなかったのである。

清に對する今後の方針としては、朝鮮を永世中立国として日清間の紛議の種子を絶ち、日清交際の親密化を図れと主張した。その理由は次のようであった。清国が振はないのは日本にとって不利ではないが、かといって不振の極、他國に侵略、分割されて敗亡にいたるのも日本にとって不利であって、「日本、富強能ク世界ノ強國ト抗衝スルニ至ルマデハ、清國今日ノ狀況ヲ保有センコト日本ニ取リテ最モ利益アリトス」(力点原文)。そうして、清が今日の状を保有し、侵略を免れようとするれば、日本との交際を親密にし、他國をして乗ずる機会をなくす必要があるというのである。

かくして「毎日」の日清連帯論の性格は明らかとなった。戦争回避論が日本の資本主義的發展の利害の観点から唱えられていたが、日清連帯論も同じ観点から説かれたものであった。すなわち、日清連帯論は日本の資本主義的發展が完成されるまでの間、清をして日本の資本主義發展の未熟を補足・代位させようとするものであった。

註(1)「報知」明治18年1月3日社説「戦争及び平和 第二」

(「尾崎行雄全集」第四卷)、「毎日」明治17年12月24日社説「対韓政略 第三」、同月27日社説「貴清國ニ在リ」、明治18年1月8日社説「京城事變ノ暴行ハ清韓

共同ノ行為トス可カラズ」。

- (2) 「報知」明治17年12月19日社説「清廷與大敵ヲ朝鮮ニ派遣ス」(前掲全集第五卷)、明治18年1月3日社説「戦争及び平和 第二」(前掲全集第四卷)、同月16日社説「支那と戦ふの利害を論ず」、同月27日社説「支那談判」、「毎日」明治17年12月20・21・24・25日社説「対韓政略 緒論、第一―四」、明治18年1月29―31日社説「対韓政略補遺 第一―三」、同年2月27・28日社説「要求ノ事項果シテ如何」。
- (3) 「報知」明治18年1月8日社説「井上金権大使朝鮮ニ入ル」(前掲全集第四卷)、同月16日社説「支那と戦ふの利害を論ず」(前掲全集第五卷)。
- (4) 「報知」明治17年12月16日社説「朝鮮事變ノ続報及び日清ノ關係」(前掲全集第五卷)、同月26日「戦備充足して和局始めて得可き也」(前掲全集第五卷)。
- (5) 「報知」明治18年1月2日社説「戦争及び平和」(前掲全集第四卷)。
- (6) 「報知」明治18年1月13日社説「清廷の朝鮮政略果して如何」。
- (7) 「報知」明治18年1月21―23日社説「國權擴張ト独立維持トハ二物ナリ」、同月29日社説「本邦ノ支那朝鮮に對す可き国是を議す」(前掲全集第四卷)、同年3月16―18日社説「治安策」尾崎行雄。
- (8) 「報知」明治17年12月17日社説「支那朝鮮ノ國位ハ遠

夕日本ノ下ニ在ルコトヲ知ラサル可ラス」(前掲全集第五卷)。

- (9) 「報知」明治17年12月18日社説「國際法ハ支那ト朝鮮トヲ認識セス」(前掲全集第五卷)。
- (10) 「報知」明治17年12月21日社説「支那朝鮮ヲシテ備倣心ヲ増長セシムル勿レ」(前掲全集第五卷)。
- (11) 「報知」明治18年1月21日社説「支那と戦ふの利害を論ず」(前掲全集第五卷)。
- (12) 「報知」明治18年1月29・30日、2月3―5日社説(前掲全集第四卷)。
- (13) 「報知」明治18年1月11日社説「進取の計を施して退守の業始て全きを得可シ」(前掲全集第五卷)。
- (14) 「報知」明治18年1月5日。
- (15) 「報知」明治18年1月7日。社説「韓京条約ノ要領ヲ説ム」。
- (16) 「毎日」明治18年1月9日社説「第二対韓政略」。
したがって、漢城条約で償金額が決定しても、「報知」のように少額であることに不満をもたず、貧弱な朝鮮の国庫に相応のものとなした(毎日同月23日社説「明治十八年一月九日ノ日韓条約」)。
- (17) 「毎日」明治18年1月14―16日社説「止ムヲ得ズンバ仏國ト同盟ス可シ」。
- (18) 「毎日」明治18年1月9日社説「第二対韓政略」。
- (19) 「毎日」明治18年2月20日社説「東洋政略 第五」。

六 対アジア意識と資本主義体制の構想

以上、第一次京城事変期から第二次京城事変期にかけて、立憲改進党嚶鳴社系「東京横浜毎日新聞」と東洋議政会系、郵便報知新聞」の対アジア意識を検討してきた。ここで両派の対アジア意識をその差異性と同一性に着眼しながら、小括しておこう。「毎日」にあつては、一貫して外交交渉による事件の解決が主張され、戦争反対もしくは戦争回避論が堅持された。しかも事件の責任は中国に帰するのみではなく、明治政府の高圧的外交政策にも帰したのであった。これに反して、「報知」はすでに第一次京城事変期に出兵・内政干渉を主張し、日本が指導権をにぎった日清提携論を主張した。この点においても「毎日」が日清提携の前提として明治政府に清に対する護歩を要求したのとは異っていた。しかも第二次京城事変になると、再び開戦論を鼓吹し、今後の対支方針として侵略主義をとったのである。この対支方針を支えたのが支那侮蔑観であり、アジアの指導者意識であつた。

「毎日」と「報知」の対アジア方針の現われ方は右のように異なっているが、しかしそれらの発想の源泉は同一であつた。すなわち、両者ともに説くところの朝鮮獨立援助は、決して善隣意識からではなく、朝鮮を日本の防壁としようとする意図から発しており、また両者ともに日清連帯論がとられた場合、それは日本の資本主義的發展の利害の観点から唱えられているのである。すなわち、「報知」にあつては、ロシアに対する防壁とみ

戦論」は、わが日本の租税は軍事干渉のような無用なことに消費されるべきものではない、と内地改良先決論の立場から反戦論を展開した。明治十五年度歳入出予算が政府より発表されると、「毎日」は「予壺ハ其(軍費)筆者註)更張果シテ現時ノ急務ニ属スルヤ否ヲ知ル能ハザルナリ」と軍拡を批判し、十五年十二月六日および九日社説「我政府が兵備ヲ擴張ストノ説ハ信ズルニ足ラズ 第一、第二」は腕曲に軍拡政策を批判するにとどまらず、今日支那・朝鮮との交際が破れようとする形勢を致した所以を考ふるに、大抵われより致したものであると、軍拡を必要ならしめた明治政府の対朝鮮・中国政策にまでさかのぼって批判を及ぼしたのである。他方「東京輿論新誌」は、我國の急務は財政整理と地方政治改良であり、軍拡は陸海軍省定額の範囲で行えと軍拡のための増税に反対した⁽²⁾。

なされたり、あるいは将来における最大の市場とみなされたために、「毎日」にあつては日本の資本主義發展の未熟を代位・補足するものとして説かれたのである。「毎日」が、清が強國になることも敗亡することも望まなかつたのは、清にこの代位・補足以上のものも、それ以下のものも期待しなかつたことからして当然であつた。したがって、「毎日」が説く日清連帯は日本資本主義が補足物を必要としないほどに發展すれば棄てさられるはずのものであつた。第二次京城事変期に「毎日」が依然として日清連帯主義をとつていても、それは「報知」の対支侵略主義と本質的な対立点をもつものではなかつた。

以上の検討から、「毎日」「報知」の対アジア意識の根底における同一性は日本の資本主義形成という絶対的課題に対応する意識形態であつた、ということがいえる。

それでは両者の対アジア意識の差異性は何に基くものであるか。結論を先にいえば、同じく資本主義形成を課題としながらも、いかなる資本主義体制を生み出すか、その構想の仕方の差異が対アジア意識の差異性を生み出しているのではないかと思われる。そこで次に嚶鳴社派と東洋議政会派の資本主義体制の構想を若干検討してみよう。ただし、すでに与えられ紙数を超過しているのでスケッチにとどまることをお断りしておきたい。

まづ嚶鳴社派の資本主義体制の構想からみることにしよう。すでにみたように、嚶鳴社派の戦争回避論は戦争に伴う軍備擴張が資本主義的發展を阻止するという認識に立脚していた。第一次京城事変に際しては、「東京輿論新誌」九十一号社説「非

下付スルヲ得ザル耶⁽⁵⁾と痛烈な批判を行った。

政府の内治改良方式にたいする右のような批判は、嘔鳴社派の内治改良方針、いいかえれば資本主義体制創出の構想が、明治政府のそれと（後述で明らかかなように東洋議政会派のそれとも）明確に異ったものであることの一端を示しているものと思われる。

そこで嘔鳴社派がいかなる階層を階級的主体に設定した資本主義体制の構想をいっていたか。これを酒税増徴に対する態度を通して検出してみよう。

明治十年代においては、酒造税にかんする税則は十年十二月、十一年九月、十三年九月、十五年十二月と、度々改正が行われたが、酒造税は増加する一方で、それはとくに十三年以降甚しかった。しかも、十五年十二月の酒造税則改正追加は酒造税増徴のみならず、増徴と酒造業開業制限によって群小酒造業者を整理して大酒造業者に生産を集中・独占させ、後者の上に安定した徵税体制をかためる意図のものとなされた。政府のこうした政策に対する抵抗として、経営の向上発展的方向をたどっていた小酒造業者が原動力となって酒屋会議が行われるのである⁽⁶⁾。

「毎日」は十三年の酒税増徴前後より次々と増税反対の社説を熱心に掲げたが、十五年十二月の酒造税則改正追加に対しては、十六年一月九日から十二日にかけて社説「十五年六十一号布告ヲ読ム」を掲げて、次のように批判した。すなわち、今回の増税によって百石以下の少量の造酒家は減少し、数年後はなくなるであろう。その結果、酒は有限造酒家は減少し数年後は

なくなるであろう。その結果、酒は有限造酒家の専売に帰する姿となるから、多量の造酒家は多額の税を払っても、得失相償うにいたるであろう。したがって今回の税則改正で營業の不利が甚しいのは少量の造酒家であると。この社説は改正追加酒造税則の階級性格を的確につかんだ批判であった。

以上のことから、「毎日」の熱心な酒造税反対は酒屋会議の原動力となった地方小酒造業者の立場に立つてなされたものであることを知りうる。以上の点や、先に述べたように「毎日」が官営工業を廢して民間産業の發展を希求していた点などから考えるならば、「毎日」の立場は政府の保護の下に商業資本から産業資本への転化を遂げつつある特権資本に対抗しつつ、自生的なブルジョアの發展を指向する地方豪農層の立場に立っていたように思われる。いいかえれば、地方豪農層を階級的主体に設定した資本主義体制の構想をいっていたのではないかと思われる。そうした構想からすれば、明治政府の侵略的對外政策とそれに伴う軍備拡張とそのため増徴は、明治政府の殖産興業政策の対象から除外された豪農層のブルジョアの發展にとっては阻止的役割しか果さないと認識されたために、「毎日」の戦争回避論、平和外交論が生れたのではなからうか。

次に「報知」の資本主義体制の構想を検出してみよう。すでにみたように、「報知」は第一次京城事変期に軍備拡張肯定へ傾斜していたが、明治十六年十二月二十日および二十一日社説「陸海軍拡張ノ議」において政府の軍備拡張政策を高度に適したものと賛意を表したのであった。

そうした態度は政府予算に対する態度にも現れた。明治十五年度歳入出予算に対して「報知」が疑惑ありとしたところは、予算表の示すところと実際は背反して歳入はより少くなり、歳出はより多くなり、ために本年度財政は困難になるのではないかということであった⁽⁷⁾。つまり政府のために、その予算の實際のバランス・シートが合わなくなるのではないかと心配してやっているのであって、軍費増加にはなんら批判をしていない。だからこそ、明治十六年度歳入出予算に対しては、本年度増入の増出に超過する額は軍備費を控除しても二百二十五万余円あるが、本年度歳出予算に甚しく困窮の体を顯わさないのはこの増入によるものである。これは十五年中の増税や新税設定のためであり、「然ラバ則チ軍備拡張ノ舉ハ全体ノ歳計上ニ間接ノ補益ヲ与フルコト少クニ非ザルガ如シ」と、軍備拡張のために行った十五年の増税や新税設定がバランス・シートを合わせることになったことに賛意を表し、人民に対する収奪が強化されていることにはなんら顧慮してはいないのである。

しかもまた十六年度予算書例言が、歳入増加は軍備拡張と内治改良の費途として新税制定や増税を行ったためであると説明しているのに対して、昨年末の増税は軍備拡張のためのみと信じ、政府が内治改良の見込をもっていたのを知る明のなかつたことを自ら憾むるのみというだけで、政府の内治改良方式になんら批判を加えていないのである。そのことは「報知」が明治政権の内治改良方式、いいかえればその資本主義体制創出の方式にほとんど追従していたことを示すものであろう。

これと共に、「報知」の立場を明確にするものは、「毎日」とちがって、松方財政下における豪農層の階級分化にかんし、政府と原則的に対立する見解をもっていなかったことである。すなわち「報知」は豪農の破産を憂うべきことであるといっていることであるが、しかし「資本細分シテ各人ノ子ニアレバ大事業決シテ興起スル能ハザル也」、故に「予輩ハ寧ろ兼併ノ利アルヲ見ル、未ダ其害アル所以ヲ知ル能ハザル也」と、農民の兩極分解を資本の創出と集中のために不可欠のものとして肯定しているのである。それにもかかわらず豪農の破産を憂えたのは、「此年以来ノ不景氣ニ資産家ノ土地ヲ抵当ニ取テ、止ムヲ得ズ兼併ノ実ヲ蒙ゲタル者ナキニ非ズト雖ドモ、豪農ノ破産ノ頻繁ナルニ比スレバ其多寡固ヨリ同日ノ論ニアラズ」、しかも兼併した者も一年後には破産する者はその半に過ぎようとみた、つまり豪農の破産が兩極分解↓資本の集中という傾向をとらずに、全般的貧窮化の傾向をとったとみたからである。したがって、豪農の破産も兩極分解のかたちをとって行われるならば、それは肯定すべきことであつたのであるから、豪農の破産についての憂慮は豪農の立場からなされたものではなく、大資本創出の立場からなされていたといえよう。したがってそれは松方原蓄政策となら原則的対立はなかつたはずである。

大石嘉一郎氏はこの「報知」の立場を「松方財政の軍備拡張―租税増徴を主柱とする原蓄政策の進展に自己の利益を見出しつつあつた」ものと規定されたが、右の検討からして氏の規定は、むしろ正しいものと思われる。それが果して、改進黨の階級的

性格を都市大商業資本、あるいは政府の保護の下に産業資本に転化しつつある大商業資本の立場と規定する通説的見解が、少くとも東洋議政会派については妥当するものであるかは若干の疑念もあるので、断定はなおしばらく留保しておきたいが、東洋議政会派の資本主義体制の構想が明治政府のそれとそうへだつたものではなかったということだけは断定してよいだろう。

嚶鳴社派と東洋議政会派の対アジア意識の根底における同一性にもかかわらず差異性が生れてくるのは、両派が資本主義形成を絶対的課題としつつも、異った階級的主体を設定した資本主義体制創出の構想のちがいに基くものではないかと思われる。

- (1) 「毎日」明治15年8月5日社説「歳入出予算書ヲ読ム」。
- (2) 「東京輿論新誌」一〇八、一一一号(明治15年12月9日、16年1月3日)社説「養兵ニ狂スル勿レ 第一、第二」。
- (3) 「毎日」明治16年7月18日社説「読明治十六年度予算第三」。
- (4) 「毎日」明治16年7月4日社説「読明治十六年度予算第四」。

- (3) 「毎日」明治16年7月18日社説「読明治十六年度予算第三」。
- (4) 「毎日」明治16年7月4日社説「読明治十六年度予算第四」。
- (5) 「毎日」明治16年7月19日社説「読明治十六年度予算第七」。

- (6) 明治十年代における明治政府の酒造業に対する政策ならびに酒屋会議の構造にかんしては、拙稿「明治十年代における明治政権と酒造業者の動向―酒屋会議小論―」(歴史評論一二五号)、拙稿「酒屋会議―その階層

つて―」(日本史研究三五号)。第二の理由は嚶鳴社の少なからざるものが東山養蚕地帯におかれているように思われることである。嚶鳴社は關東・東北に九社あったといわれるが、わたくしに判明した範囲では、東京、福島県石川郡石川村、群馬、横浜、八王子、足利(第一―四、一五、一九嚶鳴社)におかれている。わずかに判明した範囲内であるが、養蚕・製糸地帯におかれたものが多いことを推定させる。嚶鳴社の貿易に対する関心はこうした養蚕・製糸地帯の豪農商層の立場からいだかれたものではなからうか。しかしこの地帯の豪農商層の利害のみを代弁したのではないことは本文にみられるごとくであり、嚶鳴社が豪農の利害を代弁したとするわたくしの見解に変更の必要はないように思われる。

- (9) 「報知」明治15年7月21・22・24日社説「読歳入出予算表」。
- (10) 「報知」明治16年7月4日社説「十六年度歳入出予算書ヲ読ム 第三」。
- (11) 「報知」明治16年7月2日社説「十六年度歳入出予算書ヲ読ム 第一」。

- (10) 「報知」明治16年7月4日社説「十六年度歳入出予算書ヲ読ム 第三」。
- (11) 「報知」明治16年7月2日社説「十六年度歳入出予算書ヲ読ム 第一」。
- (12) 「報知」明治17年12月13日社説「兼併ノ利害豪農ノ破

的基盤―」(史苑二〇の二)、長倉保「明治十年代における酒造業の動向―酒屋会議をめぐる―」(歴史評論一二六号)、柚木学「明治前期における酒造業の展開と酒屋会議―酒造経営を中心として―」(経済学論究一六の二)など参照されたい。

- (7) 例えば、「毎日」は急激な増税を行なった明治十三年九月酒造税則布告に際しては、事前にこれを察知して長文の社説「酒税案」(13年7月16・18・20・27・28日)や「酒類醸造税議案」(同年9月9・10日)を掲げて増税に反対し、税則布告後も社説「酒類税ノ改正」(同年10月1・2日)を掲げて反対した。

(8) 本稿草稿に対して、呉屋治美氏は嚶鳴社には貿易商の要求を代弁している面があるのではないかという見解を対置された。わたくしには現在実証的反論の準備はないが、推定の程度でいえば、そうした側面もあるようにも思われるが、しかし主として横浜の生糸貿易につらなる東山養蚕地帯の豪農商層の貿易に対する利害を代弁しているものと考えている。その理由の第一は、明治十四年の横浜生糸荷預所事件に際して国内資本の矛盾、すなわち国内生糸流通の独占を意図して荷預所に結集した大商人層とその支配下におかれようとしている生糸生産者との矛盾が現われると、「毎日」は後者の利益の擁護を主張していることである(鈴木良氏「外国貿易とブルジョアジー―生糸荷預所事件をめぐる

後記
産(尾崎行雄全集 第四巻)。

準備不足から未熟な論稿となったが、改進黨研究が進んでいない状況では若干の問題や見通しを提出するのも無意味ではないと考えて発表することにした。恐憚のない御批判をお願いする次第である。

本稿のねらいは、自由民権派のアジア侵略意識が民権運動の挫折(挫折論自体が批判されねばならないが、この点の批判はここでは措く)や封建的要因に規定されて形成されたものではなく、資本主義体制の構想に規定されて形成されたものであることを分析することにある。もとより対アジア意識は国内の資本主義体制の構想のみに規定されるものではなく、世界的契機に規定されることはいままでもない。世界的契機が資本主義体制の構想を通してどのように対アジア意識を規定するかが検討されねばならないが、準備不足からそれを果しえなかった。他日を期したい。

本稿を印刷に付する前に、わたくしたち研究グループのメンバー青山秀彦、江村栄一、松永昌三、呉屋治美、田村貞夫の諸氏から批判や意見を寄せていただいたが、時間の余裕がないために、それらを充分に生かすことができなかった。それらは今後の研究に生かして行きたいと考えている。

なお、史料閲覧に際しては明治新聞雑誌文庫主任西田長寿先生はじめ同文庫員の方々にお世話いただいた。厚くお礼を申し上げたい。